

鳥取県×日本財団 共同プロジェクト協定書

～日本一のボランティア先進県を目指して～

公益財団法人日本財団（以下「甲」という。）及び鳥取県（以下「乙」という。）は、地域住民が元気に暮らし、誇りを持てる社会づくりのための共同プロジェクト「日本一のボランティア先進県」実施に向けた取組の推進に当たり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域住民が元気に暮らし、誇りを持てる社会づくりに資することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、県民一人ひとりの参加を得て、別記の各取組項目について相互に連携し、協力して取り組む。

2 甲は、前項の連携・協力について、乙が前条の目的を達成するために実施する取組に対し、甲の持つ事業スキーム等を通して支援する。

3 乙は、甲の実施する取組が地域で定着し、将来にわたって継続した取組となるよう、県内市町村、関係団体等と一体となって事業を実施する。

4 甲及び乙は、第1項の連携・協力を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定書締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、共同プロジェクトの実施に当たり、知り得た秘密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

（協定の解釈等）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有することとする。

平成27年11月18日

甲 東京都港区赤坂一丁目2番2号
公益財団法人 日本財団
会長 笹川 陽平

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

(別記)

鳥取県×日本財団 共同プロジェクト取組項目
「日本一のボランティア先進県」

1 みんなが支え合う社会づくり

- (1) 中山間地域の生活支援 ～住み慣れた地域での生活を守る～
中山間地域の生活支援サービス構築を支援し、住み慣れた地域で生活できるモデルを構築します。
- (2) 住民参加型の健康づくり ～健康寿命 日本一～
住民参加型イベント等を通じた定期的な運動プログラムの実施により健康寿命を伸ばす取組を進めます。
- (3) 難病の子供と家族の地域生活支援 ～福祉、医療、教育の連携～
難病児と家族が地域で不安なく生活していくための支援体制づくりを進めます。

2 みんなが活躍できる社会づくり

- (1) 競技場のバリアフリー化 ～障がい者スポーツの拠点になる～
布勢総合運動公園のバリアフリー整備を通じて健常者や障がい者が積極的にスポーツに取り組む拠点づくりを進めます。
- (2) タクシーのユニバーサルデザイン化 ～地域交通のモデルをつくる～
誰もが移動しやすい新たな地域交通のモデルづくりを進めます。
- (3) 働く障がい者を増やす ～工賃3倍から産業の担い手づくり～
障がい者の工賃向上の取組を通じ、障がい者の一般就労など社会参画を進めます。

3 プロジェクトの推進

- (1) 鳥取人材育成プログラム ～将来の担い手・リーダーを育てる～
国内外の先進事例の視察、研修、交流事業等を通じ、地域で活躍する若手リーダーの育成を進めます。
- (2) 鳥取助成プログラム ～優れた活動の次のステージを応援～
地域活動の担い手の新たなチャレンジを支援します。
- (3) 情報発信 ～県の魅力の再発見・価値の創造～
発信力のあるメディアや人的ネットワークを通じて県の魅力や地方創生の取組を全国に発信します。